

## 令和元年度第6回南部町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和元年9月10日(火)					
招集場所	南部町役場天萬庁舎2階 会議室					
開会時間	13時30分					
閉会時間	15時30分					
農業委員 出欠	番号	氏名	出・欠	番号	氏名	出・欠
	1番	市川 春樹	出席	5番	野口 孝志	出席
	2番	糸田 雅樹	出席	6番	竹内 友夏	欠席
	3番	井上 雅夫	出席	7番	恩田 一秀	出席
農地利用最適 化推進委員 出欠	4番	庄倉 三保子	出席			
	8番	野口 龍馬	出席	14番	頼田 洋子	出席
	9番	遠藤 宏明	出席	15番	井上 武	出席
	10番	恩田 真季	出席	16番	田邊 元史	出席
	11番	林原 敏夫	欠席	17番	作野 英明	出席
	12番	池田 和雄	出席	18番	遠藤 健一	出席
議事録署名委員	3番	井上 雅夫		4番	庄倉 三保子	
出席吏員	事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝					
傍聴人						

### 付議案件

議案番号	提出議案の題目
第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第2号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第3号	非農地証明書の交付について
第4号	農用地利用集積計画案の決定について
第5号	B判定農地の地目変更に伴う特別委員会の判定結果について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について
その他	(1) 令和元年度第7回南部町農業委員会総会の日程 (2) 新たな交付金制度について

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開会	局長補佐	ただいまより、令和元年度第6回南部町農業委員会総会を開会致します。本日は芝田局長が議会出席のため欠席です。代わりに私が務めさせていただきます。本日の欠席者は、6番竹内委員、11番林原委員の2名です。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。

2. 挨拶	会 長	—省略—
	局長補佐	農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議 長	議事録署名委員は、3番 井上雅夫委員、4番 庄倉三保子委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。
4. 議事 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議 長	『議案第1号農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。
	局長補佐	【議案第1号朗読及び説明（議案書2頁）】 番号1 土地の表示： 番 登記：田 現況：田 m <sup>2</sup> 番 登記：田 現況：田 m <sup>2</sup> 計：田2筆 m <sup>2</sup> 合計：2筆 m <sup>2</sup> 譲渡人： 番地 耕作面積： m <sup>2</sup> 譲受人： 番地 耕作面積： m <sup>2</sup> 所有権移転、売買  10aあたり 円での売買でございます。
	議 長	議案第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	田邊委員	この売買価格ですが、バイパス道路がついた際は10aあたり500万円くらいだったと聞いていますが、あまりにも安いような気がします、いかがでしょうか。
	局長補佐	さんは現在90歳です。耕作面積を見ると、現在が m <sup>2</sup> で今回の案件が許可されますと、残り一筆になります。ご高齢と言う事と、後継者もおられないと言う事で買ってほしいと言う案件です。過去にも、圃場整備された農地でも贈与で譲ると言う案件もございました。この度も同じような案件です。買いたいと言う案件ではなく、買ってほしいと言う案件ですので、バイパスができたときは状況が違ってきます。
	議 長	説明が足りないように思います。先ほどの質問では、バイパスがついた時と今回ではあまりにも売買価格に差があるのではとの事でした。以前の売買は公共事業ですので、買取価格には十分な値段がかけられ、同意できない方には強制指導法が使われます。昨今、農業にお金をかけるということが困難になってきており、先ほど局長補佐も言うように、大国地区では三反窪が2つ、60aほどの農地が贈与されるというような時代感覚の中、90歳の方がもう耕作ができないと言う事で、贈与するより少しでもお金を出してもらおうと言う考え方からこの金額になったと言う事でご理解いただければと思います。
	田邊委員	分かりました。
	議 長	他にご異議ございませんか。
	一 同	無し。
	議 長	異議なきものと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決承認されました。
議案第2号 農地法第5条	議 長	『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』を上程致します。

<p>の規定による許可申請に対する許可について</p>	<p>局長補佐</p>	<p>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第 5 条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否について採決を求めます。内容につきまして説明致します。</p> <p style="text-align: center;">【 議案第 1 号朗読及び説明（議案書 3 頁）】</p> <p>番号 1  土地の表示： 番 登記：田 現況：畑 m<sup>2</sup>  貸人： 番地  借人： 番地  契約種別：賃貸借 用途：雑種地 太陽光発電設備</p> <p>この申請地は農業公共投資がされておらず、農地の集団性も認められないため、小集団の生産力の低い農地のため、農地区分は第 2 種農地に該当します。転用計画は太陽光発電設備の設置です。賃貸価格は 10 a あたり年間 円と聞いております。</p> <p>番号 2  土地の表示：番 登記：田 現況：田 m<sup>2</sup>  譲渡人： 番地  譲受人： 番地  契約種別：所有権 用途：宅地 一般住宅</p> <p>この申請地は から メートル以内にある農地であるため、農地区分は第 3 種農地に該当します。転用計画は孫娘夫婦による一般住宅の建築です。事業計画から見た転用面積は問題なく、契約種別は贈与であり転用妥当と判断しての申請です。</p>
<p>議 長</p>		<p>議案第 2 号につきまして、本日午前中に現地確認を行いました。  糸田委員さんご説明をお願いします。</p>
<p>糸田委員</p>		<p>本日 9 時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、頼田委員、作野委員、田邊委員、庄倉委員、井上雅夫委員、井上武委員、糸田、亀尾局長補佐、小森事務員、産業課から本田課長補佐の 14 名で現地調査を行いました。現地調査資料 4P 以降をご覧ください。</p> <p>まず一件目ですが、 へ向かう三叉路の向側に現地がございます。6P の土地利用計画図をご覧ください。今回は太陽光発電設備を設置すると言う申請です。道路際に家屋が 1～4 番となっていますが、うち 3 軒は居住されていて、4 番は空き家です。</p> <p>太陽光パネルを南向きに設置すると、家屋の位置にパネルの反射の影響が大きいと言う事で、事前に申請者から話があった時に、このまま南向きの設置では住居への影響が大きいことが懸念されるので、申請の許可は難しいと言う指導をしたところ、反射板をやや東向きに変更されました。東向きにしたことで発電能力がどの程度影響があるかわかりませんが、それでも設置したいと言う事でした。</p> <p>1 番 2 番の居住者の方には、地権者の方と業者と事前に説明をし、同意書を求められて同意を頂いたようです。</p> <p>それ以外に事務局の方も最終的な確認で、特に 2 番の家屋は非常に影響があるのではと言う事で、地権者の方が同意をされた設置に対して簡単に説明をしました。</p>

		<p>資料の7、8Pにシミュレーションをした内容がありますが、現実は一 度設置をしないとどういった影響があるかわかりません。何か影響が出 た場合には、業者にきちんと対応をしていただくと言う事も含めて同意 がされていると言う事で、今回転用は問題無いだろうと判断しました。 次に11Pをご覧ください。 のところです。</p> <p>12Pの公図をご覧ください。申請地の右の方が になっている町道 です。今回の の さんの農地で今回の申請地ですが、この春まで の さんが利用権設定され野菜を作付けしていました。そこへ さん のお孫さん夫婦が、ご実家に近いこともあって転用をして住宅を建て たいと言う事で今回申請がありました。</p> <p>転用面積は m<sup>2</sup>ですが、 は農地が m<sup>2</sup>弱ありましたので、そ のうちの一部の m<sup>2</sup>を転用して残りの農地は畑として利用されたい と言う事です。</p> <p>町道と家の間に用水路があります。進入路がありませんので、町道の 境界と用水路に橋をかけて、町道と同じ高さまで土地の嵩上をする予定 です。</p> <p>申請前に関係者に説明がありました。私も出席しましたが町の建設 課、近隣の農地の地権者の方々、水利関係者、業者、申請者ご本人もお られ、侵入路の確認や町道との境界の確認等をして、建設課にも、水利 の方にも、近隣の方々にも同意を得られておりました。今回の申請につ いて問題は無いと判断しました。</p>
	局長補佐	<p>現地確認の説明が終わりました。議案第2号につきまして、質疑を受 けたいと思います。 ご異議ございませんか。</p>
	一同	無し。
	議長	<p>異議なきものと認め、議案第2号『農地法第5条の規定による許可申 請に対する許可について』議決承認されました。</p>
議案第3号 非農地証明書 の交付につい て	議長	<p>議案第3号『非農地証明書の交付について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。</p>
	局長補佐	<p>【『非農地証明の交付について』朗読（議案書4頁）】</p> <p>番号1</p> <p>土地の表示： 番 登記・畑 現況・山林 m<sup>2</sup> 番 登記・田 現況・山林 m<sup>2</sup> 番 登記・田 現況・原野 m<sup>2</sup> 番 登記・田 現況・山林 m<sup>2</sup> 番 登記・畑 現況・山林 m<sup>2</sup></p> <p>所有者： 番地</p> <p>平成12年国土地理院地図で山林を確認 この方は68歳の方で、お盆に帰られた際に農地について相談がありま した。 非農地を希望されておりましたが、現在行っているB判定農地につい ての特別委員会による地目変更の手続きについても説明しました。です が少しご高齢であることから早目に手続きをされたいと言う事で、今 回議案に上げさせていただきます。</p>
	議長	<p>議案第3号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。</p>
	一同	無し。
	議長	<p>異議なきものと認め、議案第3号『非農地証明の交付について』議決 承認されました。</p>



		に抜ける途中の の付近の道を入った筆です。この筆は周りを山に囲まれており、周りとは区別がつかないほど木が生い茂り完全に山林化している状態でした。以上です。
	議長	現地調査の報告がありました。これについてご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	異議なきものと認め、議案第5号『B判定農地の地目変更に伴う特別委員会の判定結果について』議決承認されました。
5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告(1)『農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書9頁)】
	議長	質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、合意解約と言う事で報告を終わります。
(2) 農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について	議長	報告(1)『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』を上程致します。 提案者より説明を求めます。
	局長補佐	【『農地法第5条第1項の規定による農地一時転用届について』朗読及び説明(議案書10頁)】 の町道の改良工事に伴う一時転用です。賃貸借で賃料は までの期間ですが、10aあたり 万円と聞いております。
	議長	ただ今報告があった一時転用の件につきまして、何かありましたらお願いします。
	一同	無し。
	議長	無いようですので、報告を終わります。
6. その他 (1) 令和元年度第7回農業委員会総会の日程について	議長	令和元年度第7回南部町農業委員会総会は、令和元年10月11日(金)に開催します。
	議長	次にその他(2)『新たな交付金制度について』 提案者より説明を求めます。
(2) 新たな交付金制度について	局長補佐	ただ今、新たな制度を作る準備をしています。今は農業委員の報酬については定額制になっておりますが、成果に応じて定額の上に更に上乗せして払っていかうという制度です。これは国からの交付金を頂いて運用するものです。個々に支払額が変わってきますので、新たな条例を作る必要があります。作った条例を議会にかけて、議決をいただく必要があります。その準備を行っておりますので、また詳細が決まりましたらお知らせします。
	市川委員	いつ頃が開始の目途になりますか。
	局長補佐	目途については予算が必要になり、予算は年度で運用されていますので来年度予算になります。そのため、4月以降になるかと思えます。
	市川委員	分かりました。
	局長補佐	配っております公務災害についてですが、いただいた千円で申し込みをしましたので今回領収書をお渡ししています。

	庄倉委員	10月に法勝寺の米やで古本の販売があります。女性農業委員として、農業に関する本を売ってくれないかと依頼がありました。 ご自宅にそういった関連の本がありましたらお願いします。
	議 長	他にはありませんか。
	一 同	無し。
7. 閉 会	議 長	これにて令和元年度第6回南部町農業委員会総会を閉会します。